

個人向け国債の中途換金にかかる国債整理基金への 国債売渡の申込みに関する特則

新たに取扱機関になった者^(注1)を売渡人とする個人向け国債の中途換金にかかる国債整理基金への国債売渡の申込みについては、取扱機関になった日から同日以後最初の個人向け国債の発行日の前営業日までの間には、日本銀行金融ネットワークシステムを利用した国債売渡の申込みを行うことができないため、参加者取扱機関、取りまとめ参加者^(注2)または中途換金取りまとめ参加者^(注3)は、「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」(以下「細則」といいます。) 5. (1) イ、(ロ) a. または 5. (1) ロ、(ロ) a. の定めは適用せず、個人向け国債取扱店に連絡のうえ、必ず細則 5. (1) イ、(ロ) b. または 5. (1) ロ、(ロ) b. により取扱って下さい。

(注1) 新たに取扱機関になった者が非単独間接参加者取扱機関である場合には、これまで下位機関に非単独間接参加者取扱機関を有していなかった者を取りまとめ参加者とする非単独間接参加者取扱機関に限ります。

(注2) すでに下位機関に非単独間接参加者取扱機関を有する者を除きます。

(注3) 新たに取扱機関になった自己の下位機関である単独間接参加者取扱機関を売渡人とする場合に限ります。